1　平成25年9月2日　月曜日　官　報　（号外第191号）（3分冊の1）

明治二十五年三月三十一日　第種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六〇）　一

省　令

○農林水産省令第六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二日　農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第２条関係）

１　飼料添加物一般の通則

⑴　飼料添加物の適否は、各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準（以下「各条」という。）の規定、飼料添加物一般の通則及び飼料添加物一般の試験法（以下「一般試験法」という。）の規定により判定する。ただし、物理的・化学的性質の項の臭い、味、結晶形、溶解性、液性、安定性、吸光度、凝固点、屈折率、旋光度、粘度、比重及び融点は、参考に供したもので、適否の判断基準を示すものではない。なお、飼料添加物の有用性又は安定性を高めるため、各条に規定する製剤に安定剤、滑沢剤、結合剤、湿潤剤、乳化剤、被覆剤、分散剤、崩壊剤、保存剤又は溶解補助剤を用いることができる。

⑵　物質名の次に（　）で分子式を付けたものは、化学的純物質を意味する。

⑶　主な計量の単位については、次の記号を用いる。

メートル	m	センチメートル	cm
ミリメートル	mm	マイクロメートル	μm
ナノメートル	nm	平方センチメートル	cm^2
リットル	L	ミリリットル	mL
マイクロリットル	μL	トン	t（1,000kg）
キログラム	kg	グラム	g
ミリグラム	mg	マイクログラム	μg
キロパスカル	kPa	モル	mol
マイクロモル	μmol	モル毎リットル	mol/L
セルシウス度	℃		

⑷　質量百分率を示すには、%の記号を用いる。ただし、溶液100mL中の物質含量（g）を示すにはw/v%、溶液100mL中の物質含量（mL）を示すにはv/v%、溶液100g中の物質含量（mL）を示すにはv/w%の記号を用いる。

⑸　抗生物質及び酵素の量は、抗生物質にあっては当該抗生物質の力価で、酵素にあっては当該酵素の酵素力単位で示す。

⑹　標準温度は20℃、常温は15～25℃、室温は１～30℃、微温は30～40℃とする。冷所は、別に規定する場合を除き、15℃以下の場所とする。冷水は10℃以下、微温湯は30～40℃、温湯は60～70℃、熱湯は約100℃の水とする。水浴上又は水浴中で加熱するとは、別に規定する場合を除き、沸騰した水浴又は約100℃の蒸気浴を用いて加熱することをいう。

⑺　飼料添加物の試験に用いる水は、別に規定する場合を除き、精製水とする。

⑻　滴数を量る際には、20℃において、精製水20滴を滴下するとき、その質量が0.90～1.10gとなるような器具を用いる。

⑼　数値を整理して小数点以下n桁とする場合は、(n＋１）桁目の数値を、四捨五入する。